

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成 19 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表に次のように加える。

94	熊本市地下水保全条例 見直し委員会	熊本市地下水保全条例（平成 19 年条例第 90 号）の見直しについて、必要な事項を協議する。
95	熊本市有機フッ素化合物対策検討委員会	地下水及び公共用水域における有機フッ素化合物に係る調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 1 の表に次のように加える改正規定（95 の項に係る部分に限る。）は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）新旧対照表

改正後（案）			現行																										
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第3条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>附属機関名</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ 93</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>94</td> <td>熊本市地下水保全条例見直し委員会</td> <td>熊本市地下水保全条例（平成19年条例第90号）の見直しについて、必要な事項を協議する。</td> </tr> <tr> <td>95</td> <td>熊本市有機フッ素化合物対策検討委員会</td> <td>地下水及び公共用水域における有機フッ素化合物に係る調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 （略）</p>				附属機関名	設置目的	1 ～ 93	(略)	(略)	94	熊本市地下水保全条例見直し委員会	熊本市地下水保全条例（平成19年条例第90号）の見直しについて、必要な事項を協議する。	95	熊本市有機フッ素化合物対策検討委員会	地下水及び公共用水域における有機フッ素化合物に係る調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第3条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>附属機関名</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ 93</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【新設】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【新設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 （略）</p>				附属機関名	設置目的	1 ～ 93	(略)	(略)	【新設】			【新設】		
	附属機関名	設置目的																											
1 ～ 93	(略)	(略)																											
94	熊本市地下水保全条例見直し委員会	熊本市地下水保全条例（平成19年条例第90号）の見直しについて、必要な事項を協議する。																											
95	熊本市有機フッ素化合物対策検討委員会	地下水及び公共用水域における有機フッ素化合物に係る調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。																											
	附属機関名	設置目的																											
1 ～ 93	(略)	(略)																											
【新設】																													
【新設】																													

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1の表に次のように加える改正規定（95の項に係る部分に限る。）は、令和8年2月1日から施行する。